

第 1 部

都民と地域の防災力向上

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになっている。

新たな被害想定では、屋内収容物（家具等）による死傷者が約 7,000 人、災害時要援護者の死者が約 5,000 人発生すると見込まれており、こうした被害を抑制するためには、家具転倒防止などの自助の取組や防災市民組織、消防団等による救助体制の整備を一層促進する必要がある。

都民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、都民、行政、事業所、ボランティア等との相互連携、相互支援を強め、自助、共助による都民及び地域の防災力の向上を推進していく。

第1部 到達目標

1 自助の備えを講じている都民の割合を100%に到達

各主体に対する様々な防災訓練の実施や学校等における幼児期からの体系的な防災教育の実施により、都民一人ひとりの防災意識及び防災行動力の向上を図り、都民が、防災を我がこととして捉え、自ら防災対策に取り組む風土を醸成する。

また、被災した際も、外国人が言語等で不都合を感じないように、効果的な情報提供を推進する。

2 東京防災隣組の活動を都内全ての区市町村へ波及

東京の共助の先導的役割を果たす防災隣組事業を推進し、東京防災隣組の活動を都内全ての区市町村へ波及させる。

また、防災市民組織の活性化の促進等を図り、地域防災力の向上を実現する。

3 消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上

消防団の定員充足等の推進による体制の充実や発災時における地域住民・消防署隊等との連携による円滑な災害活動の推進等を図る。

4 地域との災害時協定の締結促進等により、事業所防災体制を強化

地震に係る自衛消防活動の充実・強化を図るとともに、防災計画の実効性を確保し、近隣住民等で組織された防災市民組織等との災害時応援協定の締結を促進することにより、地域全体の自助・共助体制を推進する。

また、東京消防庁による事業所防災計画の作成指導の継続的な実施等を通じ、防災に関する意識の向上を図るなど、実効性の高い地震対策を推進する。

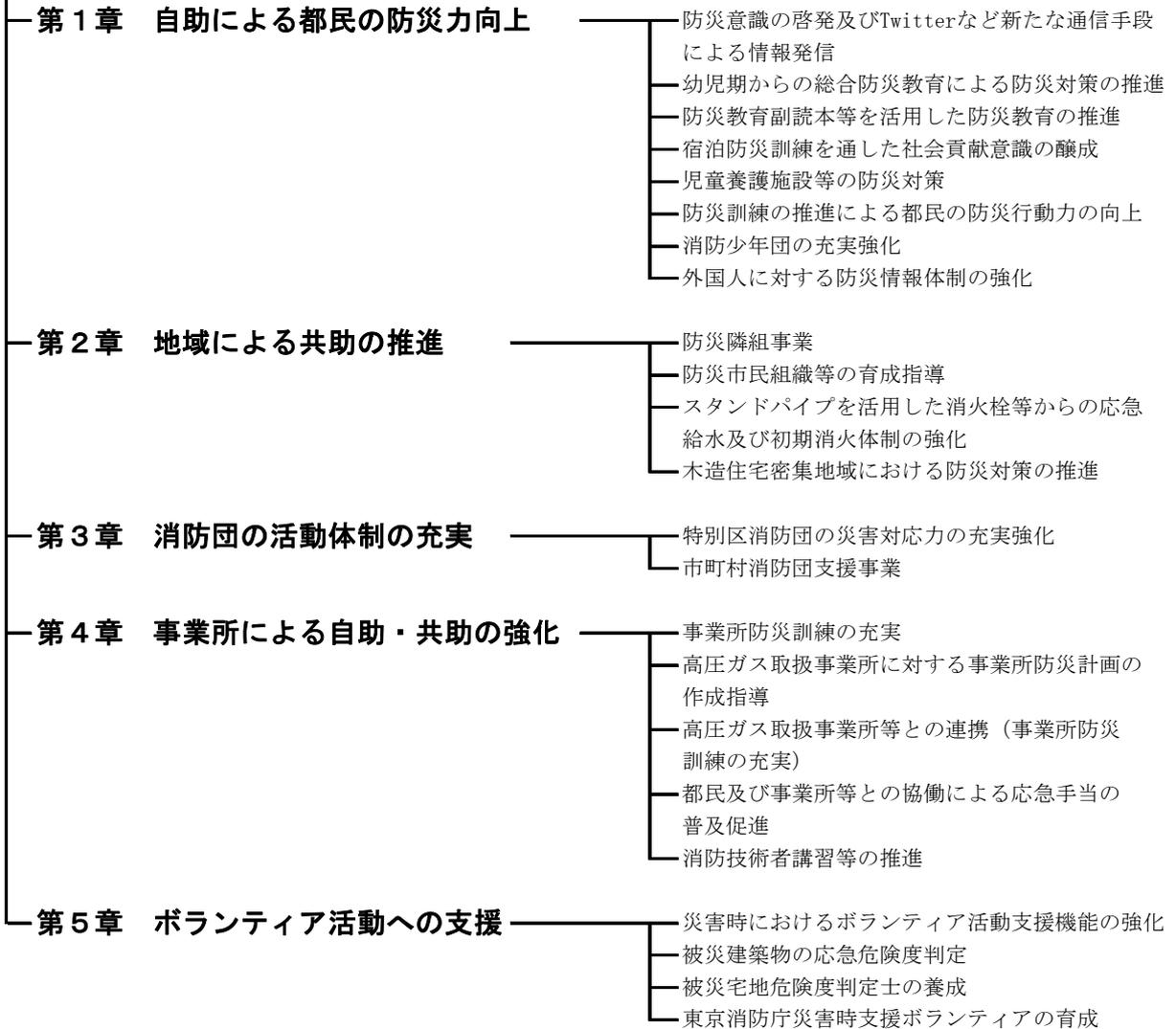
5 円滑なボランティア活動のための支援体制を構築

都及び区市町村において災害時のボランティア活動支援を想定した訓練を、毎年実施すること等により、地域の社会福祉協議会、市民活動団体等とのネットワークを構築する。

また、災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成等により、発災時における円滑なボランティア活動の支援を推進する。

分野別事業の体系

第1部 都民と地域の防災力向上



防災意識の啓発及び Twitter など新たな通信手段による 情報発信

(総務局・生活文化局・都市整備局・警視庁・東京消防庁)

平成 25 年度事業費

2,651 百万円

都民の防災意識の高揚と防災知識の普及のため、平常時からの防災に関する知識や災害時の情報について、広報媒体を活用した広報活動の充実を図るとともに、発災時の混乱を避けるため、新たな情報提供ツールを活用し、情報発信の多様化を図っていく。

現在の状況（平成 24 年度末）

- 防災ホームページ、防災パンフレットなど既存の広報媒体に加え、Twitter などのソーシャル・ネットワーク・サービス、トレインチャンネル、大型ビジョン等のデジタルサイネージなど新しい広報媒体を活用し、日頃から防災に関する普及啓発を行っている。
- 防災展や危機管理産業展等のイベントにおいて、パネル展示やシンポジウムを行うなど、防災意識の高揚と防災知識の普及を図っている。
- 広報誌「地震のときはこうしよう（日本語・外国語版）」の防災展等での配布、ホームページへの掲載（警視庁）
- 防災ポスター、パンフレット及びビデオの作成等並びにホームページ、Facebook、Twitter、電子学習室及び消防防災資料センターの運営管理（東京消防庁）

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

- 広報内容をより充実させ、各種広報媒体を活用し、継続的に普及啓発を行う。
- 防災ホームページと DIS（災害情報システム）を連携させ、災害に関する情報提供をより迅速に行う。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業 目 標	都民の防災意識の高揚と防災知識の普及	防災パンフレット、ビデオ等の作成		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">都民への情報提供体制の強化</div>		
		防災展等の実施				
		ホームページ、Twitter 等による情報発信				
		広報東京都、テレビ、ラジオ等、様々な広報媒体による広報				

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 防災パンフレット等
 - ・「東京都の防災対策の手引き・みんなの防災ガイドブック」（総務局）
（23年度実績：日本語版 30,500部 英語版 9,500部）
 - ・「東京都帰宅困難者対策ハンドブック」（総務局）
（23年度実績：125,000部）
 - ・「消防 119」（東京消防庁）
（23年度実績：日本語及び5か国語版 20,100部）
 - ・「地震のときはこうしよう 日本語・外国語版」の継続作成（警視庁）
（23年度実績：日本語版 207,000部 外国語版 9,000部）



- 防災展等実施状況
 - ・防災展の実施
平成25年1月12日～14日
新宿駅西口広場イベントコーナー、
工学院大学
 - ・危機管理産業展への協力
平成24年10月17日～19日
東京ビッグサイト



【防災展の様子】

- 防災ホームページ、防災 Twitter の実施
 - ・児童向けの防災コーナーを設ける等、分かりやすく親しみやすいホームページの構築
 - ・防災 Twitter など新たな情報提供ツールを活用した、災害時における迅速な情報提供体制の整備



【防災ホームページ（通常時）及び Twitter】

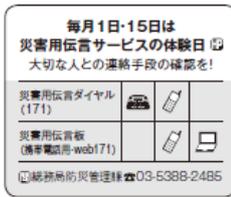
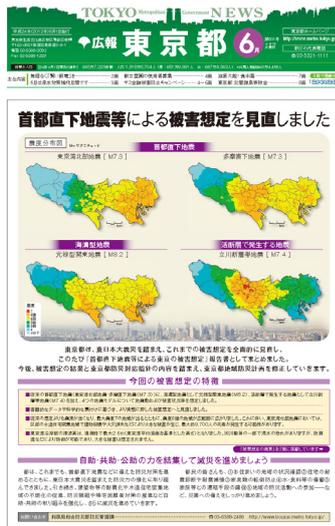


【防災ホームページ（発災時）】

第1部 都民と地域の防災力向上
第1章 自助による都民の防災力向上

○ 広報東京都、テレビ、ラジオ

- ・ 広報東京都平成24年6月号において、首都直下地震等による被害想定の見直しに関する記事を、平成24年9月号において、「防災の日」にちなみ、災害に対する日頃からの備えに関する記事をそれぞれ1面に掲載し、普及啓発を行った。
- ・ 帰宅困難者対策、防災隣組事業、家具転倒防止、災害用伝言ダイヤル等に関する記事を掲載し、普及啓発を行った。



「東京防災隣組」第一回認定団体と 24年度地域防災力向上モデル地区が決まりました

都では地域防災力の向上を推進するため、大都市東京ならではの「自助の仕組みづくり」として、防災隣組事業を進めています。向こう三軒両隣をはじめ、町会や自治会など地域のさまざまな主体が参加して行う主体的な自助の活動を促進しています。このたび、「東京防災隣組」第一回認定団体と24年度地域防災力向上モデル地区を決定しました。

「東京防災隣組」の認定
 主体的な防災活動を行う団体を「東京防災隣組」として認定しています。第一回の認定は認定団体で、4月15日に認定式を都庁新庁舎ホールで行いました。認定団体は、管理職者会議の目的の発祥地、防災フォーラムづくりや、防災レスキュー隊など、地域に根ざしたさまざまな活動を行っています。これらの活動を広く紹介することにより、他の地域での新たな防災活動につながっていきます。

地域防災力向上モデル地区への支援
 地域防災力向上モデル地区を指定し、防災に関する専門家の派遣などを行うとともに、区市町村や隣組との連携などを通じて防災活動を促進していきます。今年度は、▶目黒第一地区(品川区)▶豊川町地区(豊川町)▶東又地区(葛飾区)▶宮井寺東町地区(武蔵野市)の4地区を指定しました。モデル地区で得られた成果は他の地区に広めていきます。

○ 都政広報番組

東京サイト(テレビ朝日)、Tokyo マヨカラ!(テレビ東京)、どうする?東京(TOKYO MX)等で防災をテーマに放送し、普及啓発を行った。

○ 主に帰宅困難者対策について、新聞、トレインチャンネル、ドアシート、J・ADビジョン、大型ビジョン等、様々な広報媒体を活用し、普及啓発を行った。

○ 避難誘導等の移動支援及び災害等の情報提供手段としてユビキタス技術の活用を検討し、防災にも寄与するシステムの構築につなげていく。

【事業効果】

- 様々な媒体を活用し、広報を継続的に実施することによって、都民の災害に関する知識と理解が深まる。
- 災害時における情報提供を充実させることで、都民が避難や帰宅などのための有益な情報を得ることができる。

幼児期からの総合防災教育による防災対策の推進 (東京消防庁)	平成 25 年度事業費 1 百万円
--	----------------------

幼児期から体系的、継続的に防火防災教育を実施していくことにより、児童、生徒等の自らの防災行動力が高まる。

また、児童、生徒等が防災に関する知識、技術を身に付けることで、家庭や地域における防災力の向上が図られるとともに、将来の地域防災の担い手が育成される。

現在の状況

- 平成 23 年度の幼稚園・保育園から高等学校までの総合防災教育実施率 60%
- リーフレット配布等により、「地震 その時 10 のポイント」等を普及啓発 (平成 24 年度末)

計画期間中の目標 (平成 27 年度末)

- 総合防災教育により、地域の防火防災力の向上を図る。
- 「地震 その時 10 のポイント」等の普及・定着を図る。

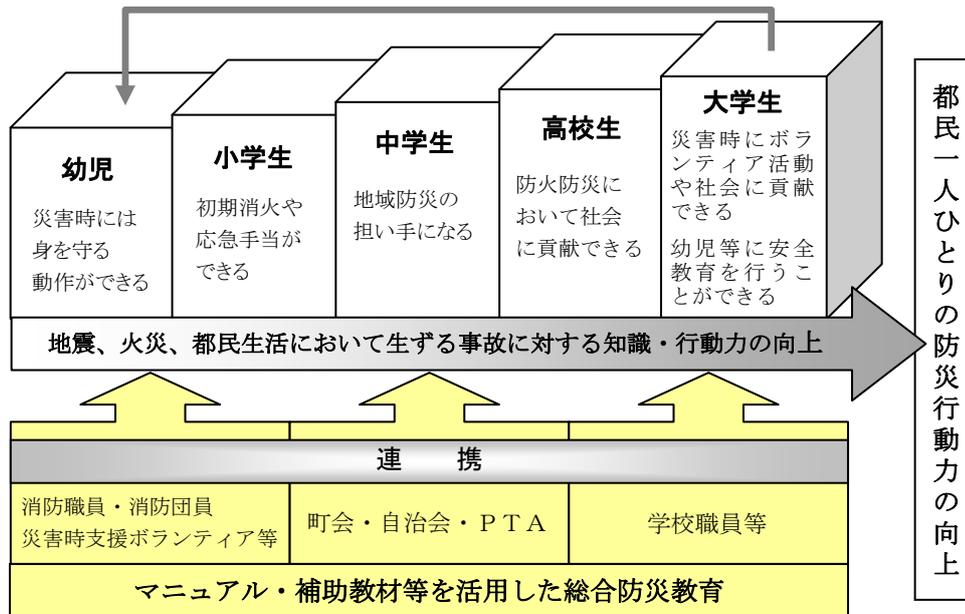
年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業	教育機関との連携による総合防災教育の実施	教材・資器材の拡充		総合防災教育の内部評価・検討	評価・検討を踏まえた所要の整備	
	実施プログラムの作成	実施プログラムに基づく推進				
目標	「地震 その時 10 のポイント」等の普及	リーフレットの作成・配布 (10 万部)	リーフレットの作成・配布 (10 万部)	リーフレットの作成・配布 (10 万部)	リーフレットの作成・配布 (10 万部)	「地震 その時 10 のポイント」の定着

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 発達段階に応じた総合防災教育を体系的、継続的に実施する。
- 総合防災教育の成果を評価・検証し、必要に応じてプログラム・教材の改訂を行う。

総合防災教育の発達段階別到達目標



- 地震時にとるべき行動をまとめた「地震 その時10のポイント」や、地震への事前の備えをまとめた「地震に対する10の備え」を発表し、リーフレットやホームページ、イベント等で都民に対し普及啓発を行う。

【事業効果】

- 児童・生徒に対して総合防災教育を実施することにより、震災などの災害時において傷害を負わない児童・生徒を大幅に増やすことができる。
- 児童・生徒に対し共助に関する総合防災教育を行うことにより、児童・生徒が共助の担い手として活躍できるようになる。
- 地震時の適切な行動を都民が身に付けることにより、地震による被害を軽減することができる。

中学生に対する総合防災教育実施状況



リーフレット



防災教育副読本等を活用した防災教育の推進

(教育庁)

平成25年度事業費

25百万円

東京都教育委員会は、昭和48年から、地震発生時の児童・生徒の事故防止及び安全確保を図るため、地震に対する知識や地震による災害の理解及び地震発生時の心得等について指導を行う資料として、副読本「地震と安全」を毎年度作成し、平成23年度からは都内全ての国公立学校の全学年の児童・生徒に配布している。

また、東日本大震災を踏まえ、都教育委員会は、まず自分の命を守り、次に身近な人を助け、さらに地域に貢献できる人材を育成するために、防災教育補助教材「3.11を忘れない」を作成し、公立小学校5年生及び同中学校2年生の児童・生徒に配布している。

これらの防災教育副読本等は東京都における防災教育の基盤となる資料であり、各学校では、自校の実態を踏まえ、避難訓練の前後や夏季休業日前後における防災教育で活用している。

現在の状況（平成24年度末）

- 「地震と安全」については、平成23年度からは都内全国公立学校の全児童・生徒に配布している。平成24年度版は、6月に配布済みであり、今後は毎年6月の配布を予定している。
- 「3.11を忘れない」については、平成24年1月に初めて作成し、公立小学校第5学年と同中学校第2学年の全児童・生徒に配布した。平成24年12月には同「新版」を作成し、同様に配布した。

計画期間中の目標（平成27年度末）

- 本副読本等は防災教育の一層の充実を図るための基盤となる教材である。本教材を活用しながら、学校における避難訓練、防災訓練等を改善・充実することで、児童・生徒一人一人に、「まず自分の命を守り、次に身近な人を助け、さらに避難所の運営など、地域に貢献する力」を身に付けさせる。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	副読本「地震と安全」の作成	7月配布 配布学年を拡大し、都内の全国・公・私立学校の全学年に配布	6月配布 都内の全国・公・私立学校の全学年に配布	6月配布 都内の全国・公・私立学校の全学年に配布予定	6月配布 都内の全国・公・私立学校の全学年に配布予定	6月配布 都内の全国・公・私立学校の全学年に配布予定
	小・中学校版防災教育補助教材「3.11を忘れない」の作成	1月配布 配布学年は都内公立小学校第5学年と同中学校2年生の児童・生徒	1月配布 配布学年は都内公立小学校第5学年と同中学校2年生の児童・生徒	8月配布予定 配布学年は都内公立小学校第5学年と同中学校2年生の児童・生徒	8月配布予定 配布学年は都内公立小学校第5学年と同中学校2年生の児童・生徒	8月配布予定 配布学年は都内公立小学校第5学年と同中学校2年生の児童・生徒

※年次計画中の「小学校」には、特別支援学校小学部を含む。また、「中学校」には、中等教育学校及び特別支援学校中学部を含む。「高等学校」には中等教育学校及び特別支援学校高等部を含む。

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 事業主体 教育庁指導部
※「副読本『地震と安全』の作成」における国・私立の各学校への配布は、総務局総合防災部の予算による。
- 実施箇所 防災教育副読本「地震と安全」
都内の全国立・公立・私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
防災教育補助教材小・中学校版「3. 11を忘れない」
都内の公立小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校
- 配布対象 防災教育副読本「地震と安全」
都内の学校に在籍する全児童・生徒
防災教育補助教材小・中学校版「3. 11を忘れない」
都内の公立小学校の5年生
都内の公立中学校、中等教育学校及び特別支援学校中学部の2年生
- 実施方法 防災教育副読本「地震と安全」
 - ① 内容の見直しと改訂（前年度中に実施）
 - ② 配布に合わせ、本副読本を活用し、災害安全教育を確実に行うよう通知防災教育補助教材小・中学校版「3. 11を忘れない」
 - ① 内容の見直しと改訂（前年度中に実施）
 - ② 配布に合わせ、本副教材を活用し、災害安全教育を確実に行うよう通知
- 実施時期 防災教育副読本「地震と安全」 6月配布
防災教育補助教材小・中学校版「3. 11を忘れない」 8月配布
- 活用方法
 - ・ 夏季休暇前に本副読本等を活用した防災教育の実施
 - ・ 9月1日の「防災の日」、1月17日の「防災とボランティアの日」3月11日前後における本副読本等の活用
 - ・ 避難訓練や防災訓練の前後に、本副読本等を活用した災害安全教育の実施

【事業効果】

- 東京都の防災教育の一層の充実を図り、児童・生徒一人一人に、「まず自分の身を守り、次に身近な人を助け、さらに避難所の運営など、地域に貢献する力」の育成を図ることができる。

新規

宿泊防災訓練を通じた社会貢献意識の醸成 （教育庁）	平成25年度事業費 41百万円
----------------------------------	--------------------

災害発生時に、まず自分の命を守り、次に身近な人を助け、さらに避難所の運営など地域の防災活動に貢献できる自助・共助の心をもった人間を育てることを目的として、定時制・通信制課程を除く全ての都立高等学校等において、学校ごとに一つの学年以上を対象に、放課後から翌日の朝までの宿泊体験訓練を実施している。

宿泊については、実際に地震等の災害が発生した場合を想定して、教室や体育館等で行う。

現在の状況

○ 平成24年度は、全ての都立高等学校179校の校内で、就寝訓練や備蓄食準備訓練を通して、発災時を想定した避難生活の疑似体験を実施した。

計画期間中の目標（平成27年度末）

○ 平成26年度には、防災教育推進校事業及び全都立高校で実施する避難訓練、防災訓練、防災教育推進委員会、宿泊防災訓練の実施を通じた検証を行い、更なる充実を図る。

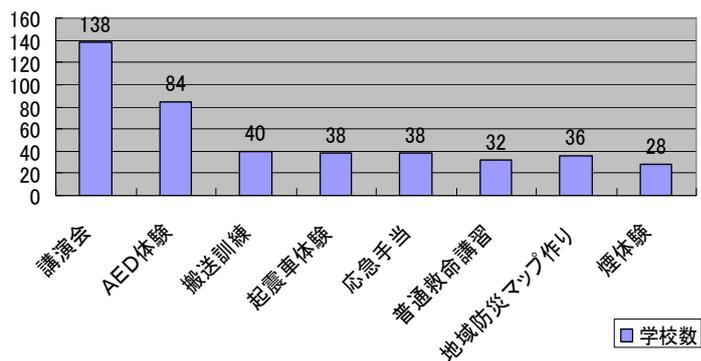
年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業 目標	宿泊防災訓練 参加校		179校	178校	178校	
				(全ての都立高校において実施)		

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 宿泊防災訓練では、地域公共機関や消防署、警察署、自衛隊等の防災関係機関及び地元小・中学校、自治会・町会、保護者と連携し、初期消火訓練や AED を用いた応急救護訓練、備蓄食準備訓練、体育館等での就寝訓練などを行い、緊急時の心構えや対処について学んでいる。

主な体験活動



主な連携先

消防署	165 校 (92%)
区・市役所	72 校 (40%)
警察署	65 校 (36%)
地域住民	61 校 (34%)
自衛隊(東京地方協力本部)	4 校 (2.2%)

訓練の様子



【就寝訓練】



【備蓄食準備訓練】

【事業効果】

- 生徒は、避難生活における困難な状況を体験して、災害発生時の心構えや対処について学ぶとともに、防災に係る知識や技術を習得することができる。

児童養護施設等の防災対策 （福祉保健局）	平成25年度事業費 － 百万円
-----------------------------	--------------------

児童養護施設等において、防災設備の設置や避難訓練・消火訓練が法令に則って行われるよう指導を行うことで、非常災害時の入所児童の安全を図る。

現在の状況（平成24年度末）
○ 事業計画への年間実施計画の記載を指導。実施状況については運営指導及び定期指導監査にて確認

計画期間中の目標（平成27年度末）
○ 各年度、組織的に防災計画（事業計画に位置付け）を策定し実施。さらに、実施状況を検証し次年度の計画に反映していく。
○ 災害時における利用者の生命等の安全確保の体制を確立するため組織的・継続的な取組を強化
○ 施設の防災に対する意識及び対応力を高める防災対策を計画的に実施

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	児童養護施設等の防災対策	各年度の事業計画に防災対策を位置付け、組織的・継続的な取組を実施				

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 児童養護施設等においては、「軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない」と規定（昭和23年12月29日付厚生省令第63号「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第6条（児童福祉施設と非常災害）」）されているが、事業計画に位置付け計画的に実施するよう指導を継続していく。
- また、前項の訓練のうち、「避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない」と規定されているが、具体的な災害を想定した訓練を計画し実施するよう指導を行う。

【事業効果】

- 施設の防災に対する意識と対応力が高まり、施設の人員の防災能力が全体的に向上し、災害時の被害を低減できる。

防災訓練の推進による都民の防災行動力の向上
(東京消防庁)

平成25年度事業費
95百万円

首都直下地震等により危惧される甚大な被害を軽減させるため、都民防災教育センター（池袋防災館、立川防災館及び本所防災館）及び起震車等を活用した実践的な防火防災訓練を推進し、都民の防災行動力を向上させる。

現在の状況

- 東日本大震災を踏まえ、都民の防災意識が向上し、防火防災訓練についても増加傾向にある。平成23年度の防災訓練件数は13,574件(前年度比11.8%増)で、参加人員については1,333,297人(前年度比6.7%増)である。
- 平成23年度において、都民防災教育センター（池袋・本所・立川防災館）では、299,114人が地震による揺れの体験と身体防護訓練、初期消火訓練をはじめとする各種防災体験を行った。

計画期間中の目標（平成27年度末）

- 防火防災訓練参加人員の目標数を180万人とする。
- 多くの都民が防災訓練への参加経験を持ち、震災時の対応について知識、技能を身に付ける。

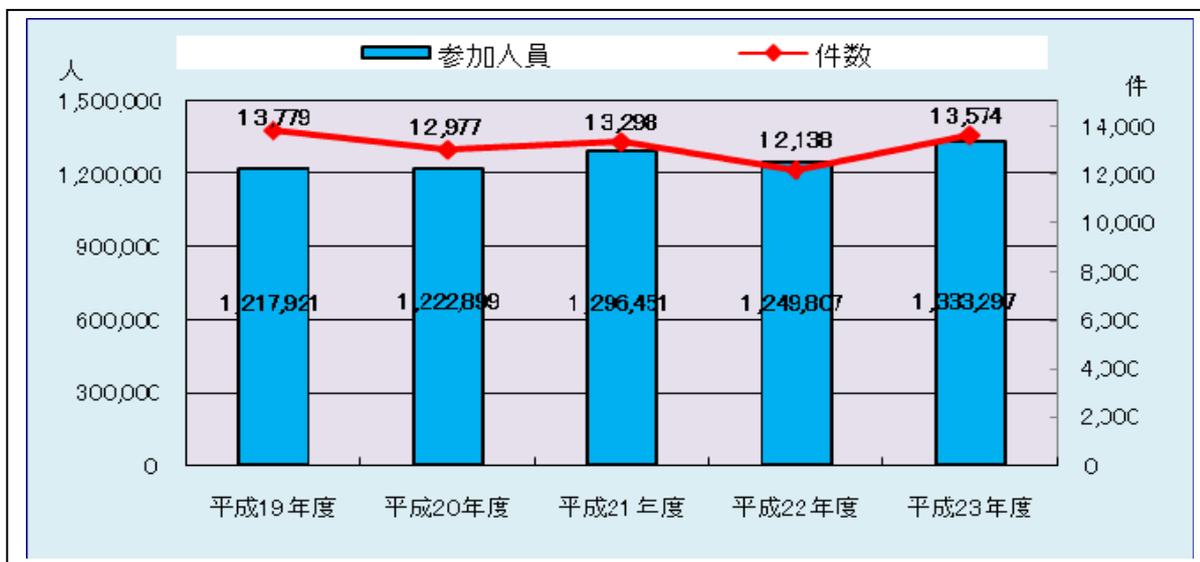
年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	防火防災訓練の参加人員目標数	133万人	145万人	157万人	169万人	180万人
	都民防災教育センターの利用促進					→
	防火防災訓練用資器材の整備			→		
	起震車による身体防護訓練					→

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 防火防災訓練の推進
 - (1) 従来の町会・自治会を単位とした防災訓練の実施に加え、地域の連帯に根ざした近隣の世帯や小規模な住民単位による小規模訓練等の実施、地域で行われるイベント等あらゆる機会を捉えた防災訓練の実施等により、多くの都民に防災訓練への参加機会を提供し、震災時に備えた知識、技能の向上を図る。
 - (2) 震災に伴う大規模火災発生時における初期消火活動や避難場所までの適切、迅速な避難など、災害の態様に応じた防災訓練を消防団や東京消防庁災害時支援ボランティアと連携して推進し、地域防災力の向上を図る。
 - (3) 起震車による身体防護訓練を推進し、都民の防災行動力の向上を図る。
 - (4) 各都民防災教育センターについては、東京消防庁の施策や都民のニーズを反映しつつ、効率的で計画的な改修を行う。
- 地域と事業所の応援協定締結と災害活動を実施する体制づくりの促進
 - (1) 地域と事業所との協働体制（相互応援協定の締結、協定に基づく合同防災訓練など）を推進する。
 - (2) 震災時等における地域特性や、災害の状況に応じた適切な避難行動に関する知識等の普及を図る。

図 年度別防災訓練実施状況



【事業効果】

- 多くの都民が防災訓練への参加経験を持ち、震災時の対応についての知識、技能を身に付けることにより、震災時の被害軽減につながる。
- 自主防災組織の活性化促進により、自助・共助体制が強化される。
- 地域と事業所との災害時応援協定の締結による共助体制の強化によって、地域防災力が向上する。

新規

消防少年団の充実強化 （東京消防庁）	平成25年度事業費 58百万円
---------------------------	--------------------

消防少年団については、平素の活動を通じて防火防災に関する知識や技術を習得しており、将来、地域防災の担い手として期待されていることから、段階的に増員を図るため、あらゆる機会を捉えて積極的な入団促進を行い、併せて消防少年団の育成指導体制等受入体制の整備を図る。

- 現在の状況（平成24年度末）**
- 消防少年団長研修会等の実施（3回/年度）
 - 入団募集キャンペーンの実施（平成25年1月21日から同年4月30日まで）
 - 消防少年団充実強化に係る検討委員会準備会の開催（2回）
 - 教育庁への協力依頼

- 計画期間中の目標（平成27年度末）**
- あらゆる機会を通じた消防少年団制度の周知とともに、活動や魅力について都民に広報し、入団を促進する。
 - 学識経験者や教育庁職員等を委員とする検討委員会を設置し、消防少年団の入団促進等育成強化策について検討を実施していく。
 - 検討結果等を受け、現在の指導カリキュラムの見直しなど、地域や関係機関と連携した指導体制の強化等受入れ体制の整備を図っていく。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	消防少年団長研修会等の実施	研修会3回実施	研修会3回実施	継続実施	—————▶	
	消防少年団の入団促進			あらゆる機会を活用した消防少年団制度の周知	継続実施	—————▶
	消防少年団の充実強化に係る検討委員会			5回開催 (6月中間報告)		
	受入れ体制の整備			検討委員会での検討結果を反映させた育成指導の展開、財政基盤の整備	継続実施	—————▶

- 特記事項**
- 現在約3,000名の消防少年団員について段階的な消防少年団員の増員を図り、平成27年度までに6,000名の団員確保を目指す。

事業内容・事業効果

【事業内容】

- あらゆる機会を通じた消防少年団制度の周知を図るとともに、活動や魅力について都民に広報し、入団を促進する。
- 学識経験者や教育庁職員等を委員とする検討委員会を設置し、消防少年団の入団促進等育成強化策について検討を実施していく。

平成 24 年度

現行体制下での入団促進の展開

- ◇ 入団募集キャンペーンの実施
- ◇ 教育庁への協力依頼

入団促進に向けた課題整理

- ◇ 各消防少年団の実態把握
- ◇ 入団促進に係る検討委員会設置に向けた準備会の開催及び検討課題の整理

平成 25 年度

学識経験者等で構成する検討委員会の設置

- ◇ 消防少年団増員に伴う課題の解消に向けた検討
「中間報告」を取りまとめ、平成 26 年度予算要求等へ反映

入団促進の継続展開

平成 26・27 年度

- ◇ 検討委員会結果を反映させた育成指導の展開 財政基盤の整備 継続的な入団募集

【事業効果】

- 消防少年団員数を増員し、指導していくことで、災害時に自ら行動できる人材が育成され、地域の防災力の向上が図られる。

外国人に対する防災情報体制の強化 (生活文化局)

平成25年度事業費
7百万円

東京都災害対策本部設置時に生活文化局内に開設する外国人災害時情報センターの機能を充実させるため、大規模災害発生時の被災外国人支援を想定した訓練等を通じ、区市町村などの関係機関等と連携しながら情報収集・提供体制の強化を図る。

現在の状況 (平成24年度末)

- 外国人災害時情報センター機能訓練の実施を通じ、外国人への防災情報提供体制の強化を図った。平成24年度は、平成25年1月23日に東京都庁及び江戸東京博物館において実施し、350名(うち外国人約200名)が参加した。
- 防災(語学)ボランティアを対象に「通訳」、「コミュニケーション技術」及び「やさしい日本語」研修を行った。

計画期間中の目標 (平成27年度末)

- 地域防災計画に基づき、外国人災害時情報センター機能訓練を実施する。
- 近県、区市町村、区市国際交流協会等との連携体制を確保し、外国人支援の強化を図る。
- 防災(語学)ボランティアに必要な基礎的知識を付与する研修の受講を促進する。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業 目 標	外国人災害時情報センター機能訓練	訓練実施 1回	1回	1回	1回	1回
	語学ボランティア研修	実施	→			

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 情報センター立ち上げ訓練を実施
- 外国人からの電話問合せ対応訓練、行政情報の翻訳訓練及び区市の国際交流協会への翻訳依頼を実施
- 防災(語学)ボランティアの被災外国人への対応訓練、通訳訓練を兼ねた外国人の参加体験型防災訓練を実施
- 防災(語学)ボランティアに必要な基礎的知識を付与する内容の研修を実施

【事業効果】

- 情報センターの体制などを検証し、見直しを行うことで、情報センター機能の向上を図る。
- 近県、区市町村、区市国際交流協会等との間における、災害時の協力・連携体制の確立・強化が期待できる。
- 防災(語学)ボランティアや語学登録職員の災害時の対応に関するスキルアップを図るとともに、都の防災の取組に関する展示や、様々な体験等により、外国人に対して防災知識の普及啓発を進めることができる。

新規

防災隣組事業 （総務局）	平成25年度事業費 51百万円
---------------------	--------------------

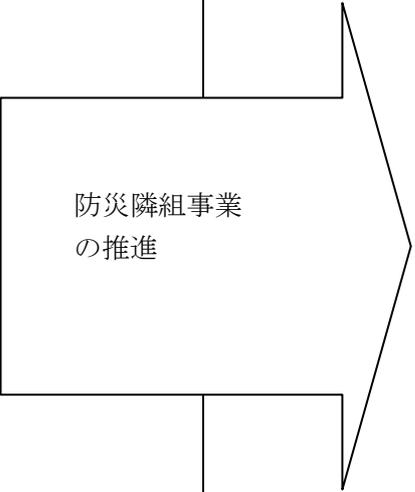
東日本大震災では地域住民による自助・共助の取組が、発災時において大きな力を発揮したことから、大都市東京ならではの共助の仕組みとして「防災隣組」事業を推進する。

現在の状況

- 防災市民組織の結成数 7,038組（平成24年4月現在）
- 東京防災隣組の認定 100団体（平成25年4月現在）

計画期間中の目標（平成27年度末）

- 東京防災隣組等の普及等により、地域の防災力を向上する。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	事業	第1回 東京防災隣組認定 (36団体)	第2回 東京防災隣組認定 (64団体)	第3回 東京防災隣組認定		
	業		地域防災力向上 モデル地区 (4地区)	地域防災力向上 モデル地区 (4地区)		
	目	防災市民組織 リーダー研修	防災市民組織 リーダー研修 防災出前講座	防災市民組織 リーダー研修 学習交流会		
標						

事業内容・事業効果

【事業内容】

○ 防災隣組事業の背景と意義

東日本大震災では、地域住民による自助・共助の取組が、大きな力を発揮した。発災時に一人でも多くの人の命を守るためには、まず一人ひとりが自分を守り、更には、近くにいる人同士が助けあうことが大切である。

一方、東京においては、若い世代の防災活動への不参加や、近隣住民同士の結び付きが希薄であるなど、解決しなければいけない課題がある。

このため、東京都は住民の紐帯を結び直し、地域の自助・共助を推進するため、向こう三軒両隣をはじめ、町会や自治会、企業、学校など地域内の様々な主体が参加して行う意欲的な共助の活動である「防災隣組」事業に着手した。

○ 主な取組

1 東京防災隣組の認定

地域で意欲的な防災活動を行う団体を「東京防災隣組」として認定し、その活動を広く紹介することにより、都内の各地域の更なる取組を促すとともに、新たな防災活動を誘発していく。

認定団体は、要援護者支援のための見守りネットワークづくりや、区民レスキュー隊など、地域に根ざした様々な活動を行っており、これらの認定団体の活動を、広く紹介していく。

第1回認定：36団体
第2回認定：64団体



2 「地域防災力向上モデル地区」の指定

地域の防災力向上を目指す地区をモデル地区として指定し、防災に関する専門家を派遣するなどの支援を行うとともに、区市町村や関係機関と連携して当該地区における防災活動を活性化していく。

平成24年度指定：4地区
平成25年度指定：4地区



3 防災市民組織リーダー研修等

都民の防災意識の高揚と防災市民組織の活性化を図るため、地域の防災市民組織リーダー等を対象に「防災市民組織リーダー研修」を開催

平成23年度まで 年2回実施
平成24年度 年4回実施

平成24年度から新たに防災出前講座（20回）を実施。平成25年度からは「地域防災学習交流会」を実施

【事業効果】

- 防災隣組事業を区市町村や関係機関と連携しながら推進することにより、地域防災力の向上が図られる。

防災市民組織等の育成指導 （東京消防庁）	平成25年度事業費 28百万円
-----------------------------	--------------------

首都直下地震等の大規模災害の発生が危惧される中、被害を最小限に止めるには、消防部隊、消防団だけでなく地域の事情に精通した自主防災組織等の活動が必要である。このため、町会・自治会等の自主防災組織、女性防火組織、消防少年団等の育成指導に力を入れ、災害時に自ら行動できる人材を育成し、地域の防災力の向上を図る。

- 現在の状況（平成24年度末）**
- 自主防災組織育成講習会の実施（平成22年度9回、23年度4回、24年度4回）
 - 女性防火組織幹部研修会の実施（1回/年度）
 - 優良事例の事例集作成及び表彰

- 計画期間中の目標（平成27年度末）**
- 各研修会、講習会等による防災市民組織等の育成指導を実施し、都民防災教育センターの活用を促進することにより、防災知識等を習得する機会を設け、研修内容を充実させるなど、質の高い育成を図る。

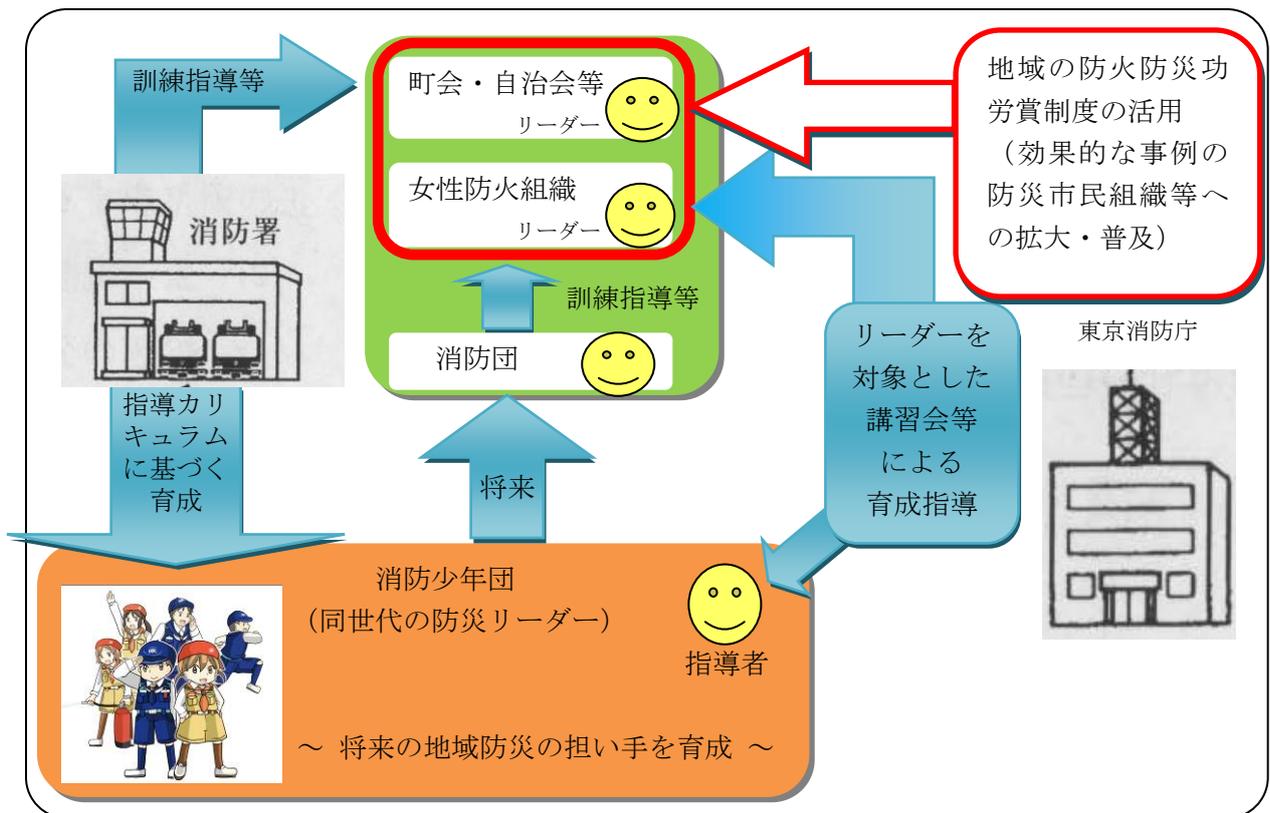
年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	自主防災組織育成講習会の実施	講習会4回実施	講習会4回実施	継続実施		
	女性防火組織幹部研修会の実施	研修会1回実施	研修会1回実施	継続実施		
	地域の防災功労賞制度の活用	優良事例の事例集作成及び表彰	優良事例の事例集作成及び表彰	継続実施		

- 特記事項**
- 上記事業の他、地域の防災活動の主な担い手である町会・自治会の活性化を図る「地域の底力再生事業助成」を活用するなど、様々な手法により、地域の防災力向上を支援していく。

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 町会、自治会等の自主防災組織のリーダーを対象とした自主防災組織育成講習会、女性防火組織幹部研修会、消防少年団指導者に対する研修会及び防災市民組織リーダー研修会を実施する。
- 地震など自然災害による被害の軽減や、火災等の未然防止に関する地域の取組を募集し、効果的な事例について表彰するとともに、事例を広く紹介し、他の地域が参考とし、導入することにより、効果的な事例の地域への拡大、普及を図ることができる。



【事業効果】

- 町会・自治会等の自主防災組織、女性防火組織、消防少年団の活動が活性化し、災害時に自ら行動できる人材が育成され、地域の防災力の向上が図られる。
- 地域の防火防災に関する効果的な取組を取り上げ、優秀なものを評価することにより、更に優れた取組が生まれる相乗効果が期待でき、各地域の防災力の向上につながる。
また、総務省消防庁が実施している「防災まちづくり大賞」に推薦することで、東京消防庁管内及び全国的な広がりが期待できる。

新規

スタンドパイプを活用した消火栓等からの応急給水及び初期消火体制の強化 （水道局・東京消防庁）	平成 25 年度事業費 — 百万円
---	----------------------

浄水場、給水所、応急給水槽等の給水拠点での応急給水を補完するため、希望する区市町に対して、路上の消火栓等に接続し応急給水を実施することが可能な応急給水用資器材を無償で貸与する。
また、初期消火活動にも使用できるよう消火用資器材を併せて無償で貸与する。

現在の状況（平成 24 年度末）

- 平成 25 年度に区市町へ貸与する応急給水用資器材及び消火用資器材の調達
- 事業実施に向けて関係機関と調整中

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

- 区市町に対して、応急給水用資器材及び消火用資器材を合計で 2,600 セット貸与
- 区市町と連携した訓練の実施

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	応急給水用及び消火用資器材調達（調達数）		500	残り 2,100 セットを 3 年で調達		
	応急給水用及び消火用資器材配布（配布数）			500	調達数にあわせて順次配布	
	訓練の実施					

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 浄水場、給水所、応急給水槽等の給水拠点での応急給水を補完するため、希望する区市町に対して、路上の消火栓・排水栓に接続し応急給水を実施することが可能な応急給水用資器材を無償で貸与する。これにより、発災時、住民への速やかな応急給水の実施のために必要がある場合において、区市町が通水状況を水道局に確認した後、応急給水用資器材を設置し応急給水を実施する。
また、初期消火活動にも使用できるよう、消火用資器材を併せて無償で貸与する。

【応急給水用資器材】



【消火用資器材】



【事業効果】

- 災害発生時に水道管が断水していない場合は、区市町や地域住民が必要に応じて応急給水用資器材を設置して応急給水を実施することで給水拠点での応急給水を補完し、より効率的なものとなる。
また、火災発生時には消防隊の到着前に、自主防災組織等による消火用資器材を使用した初期消火活動が可能となり、被害の拡大を抑えることができる。

新規

木造住宅密集地域における防災対策の推進 (東京消防庁)	平成25年度事業費 74百万円
---------------------------------------	--------------------

地震時に同時多発する火災に備え、防火水槽の鉄蓋を軽可搬消防ポンプの吸管が容易に投入できる親子蓋に改良を行うとともに、地域住民に対して、地域に配置されているスタンドパイプや軽可搬消防ポンプなどの消火資器材と実際の消火栓、排水栓及び親子蓋付防火水槽などのあらゆる水源を効果的に活用した実践的な訓練指導を推進し、初期消火体制の強化を図る。

現在の状況（平成24年度末）

- 都内352箇所親子蓋付防火水槽を整備（平成25年3月）
- 水道施設である排水栓を消火用水源として活用できるよう、特別区内では東京都水道局と東京消防庁との間で平成24年6月7日に、多摩地区では東京都水道局と26市町との間で平成24年9月10日にそれぞれ覚書を締結した。
- 自主防災組織のスタンドパイプを活用した、効果的な初期消火方策の検討結果を踏まえた具体的な訓練指導マニュアルの策定を実施し、当該マニュアルに基づく指導の推進や消防団と連携した防災訓練の推進を行い、地域防災力の向上を図った。

計画期間中の目標（平成27年度末）

- 親子蓋付防火水槽の整備数の増加（計562基）
- 訓練用スタンドパイプセット、模擬消火栓、初期消火マニュアルの整備（平成25年度）
- 自主防災組織等における初期消火体制の強化

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	自主防災組織の指導の推進	訓練指導マニュアルの策定	マニュアルに基づく指導の推進			→
	防災行動力の向上に留意した防火水槽の整備	72基	280基	70基	70基	70基
	排水栓の活用	東京都水道局と連携した確保策の検討	覚書の締結 約1,900基の活用	新規の排水栓を順次活用		→
	訓練用スタンドパイプ等の整備			スタンドパイプセット、模擬消火栓、初期消火マニュアルの整備		

特記事項

- 親子蓋付防火水槽の整備 平成30年度までに757基整備完了する。

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 自主防災組織等の初期消火体制を充実・強化するため、地域にある水利や資器材を活用した初期消火訓練を推進する。
- 自主防災組織等へのD級可搬消防ポンプやスタンドパイプの配置（増強）を区市町村等へ働き掛ける。
- 既存の防火水槽で、木造住宅密集地域内の公園に設置されているものについては、より自主防災組織が活用しやすい親子蓋とするとともに、防火水槽の存在を明らかにする広報板を設置し、防災行動力の向上を側面より支援する。
- 地域住民等による迅速な初期消火活動により延焼拡大防止を図るため、水道局が水道配管の維持管理のために設置している排水栓を消火用の水源として活用するとともに、訓練指導用スタンドパイプや模擬消火栓等を整備して、実際の街かどにおける実践的な訓練指導を推進する。

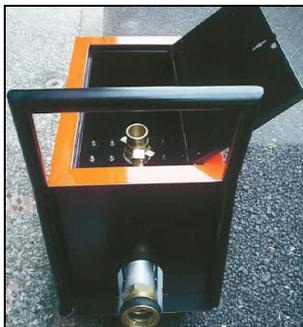
親子蓋活用例



排水栓とスタンドパイプ



模擬消火栓



街かどにおける実践的な訓練



【事業効果】

- 木造住宅密集地域における自主防災組織等による初期消火能力の向上が図られ、木造住宅密集地域の焼失面積の減少が図られる。
- さらに、水道施設である排水栓などあらゆる水源を使用して、自主防災組織が消防団や東京消防庁災害時支援ボランティアと連携して、D級可搬消防ポンプやスタンドパイプを活用した実践的な訓練を実施することにより、初期消火体制が強化され、木造住宅密集地域における住民等の防災行動力の向上が図られる。

特別区消防団の災害対応力の充実強化（東京消防庁）

平成25年度事業費
1,239百万円

消防団は、平常時はもとより、震災等の大規模災害時においても地域防災の要となり、重要な役割を果たすことが期待されている。このことから、消防団員の定員充足率の向上をはじめ、分団本部施設や資機材等の整備を図ることにより、特別区消防団の災害対応力を強化する。

現在の状況

- 消防団員数 14,439人（平成25年4月1日現在）
- 分団本部施設数 322棟（平成25年4月1日現在）
- 可搬ポンプ積載車数 186台（平成25年4月1日現在）
- 東日本大震災の教訓等を踏まえ、各種資機材の整備を行うとともに、消防署隊と連携し、各種資機材等を活用した地域特性に応じた実戦的な訓練を実施している。

計画期間中の目標（平成27年度末）

- トレインチャンネル等の消防団員募集広報の推進により、消防団員の充足率の向上を図る。
- 各区や関係部局等と連携した分団本部施設の整備や可搬ポンプ積載車をはじめとする各種資機材の計画的な増強や更新、及び地域特性に応じた新たな資機材の整備を推進する。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業	募集広報の積極的推進	ポスター、中吊り広告、ラッピングバス	ポスター、中吊り広告、トレインチャンネル			
	分団本部施設の整備	16棟	15棟	8棟	8棟	8棟
業	各種資機材等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○可搬ポンプ積載車 (12) ○可搬ポンプ (45) ○消火用ホース (1,000) ○中継媒介金具 (874) ○携帯無線機 (142) ○放射線測定器 (58) ○組立水槽 (110) ○その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○可搬ポンプ積載車 (14) ○可搬ポンプ (45) ○消火用ホース (1,000) ○MCA無線機 (1,545) ○電光標示器 (439) ○非常用発電機 (439) ○携帯無線機 (142) ○組立水槽 (110) ○その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○可搬ポンプ積載車 (30) ○可搬ポンプ (65) ○消火用ホース (1,400) ○チェンソー (990) ○救命胴衣 (5,627) ○組立水槽 (219) ○新型編上げ活動靴 (全団員) ○防塵メガネ (全団員) ○携帯無線機 (138) ○その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○可搬ポンプ積載車 (10) ○可搬ポンプ (45) ○消火用ホース (1,000) 	<ul style="list-style-type: none"> ○可搬ポンプ積載車 (10) ○可搬ポンプ (45) ○消火用ホース (1,000)
		目標				

事業内容・事業効果

【事業内容】

募集広報の推進

- 消防団員募集広報の積極的な推進による定員充足



分団本部施設の整備推進

- 消防団の活動拠点となる分団本部施設の整備を推進



各種資機材の整備推進

- 安全かつ効果的な消防活動に必要な各種資機材の整備推進



消防署隊、地域住民等と連携した地域特性に応じた実践的な教育訓練や、各種資機材を活用した訓練等の推進

【事業効果】

- 消防団員を確保することにより、震災等の大規模災害時における初動態勢が強化されるとともに、組織的な活動が可能となる。
- 分団の活動拠点となる分団本部施設を整備することにより、震災時等の消防団の災害活動力が強化される。
- 先芯、静電気帯電防止機能を付加した編上げ活動靴や、水防活動等に必要な救命胴衣の整備等により、災害活動等における消防団員の安全が確保される。
- 地域特性等に応じた各種資機材の整備及び教育訓練を実施することにより、延焼危険度の高い地域における消火活動体制や建物倒壊危険度が高い地域における救助活動体制の強化など、各消防団の地域特性に応じた活動体制の強化が図られる。
- 消防署隊や地域住民等と連携した訓練等を推進することにより、自助・共助の地域防災力の向上が図られるとともに、地域の防災リーダーとしての指揮能力の向上が図られる。



新規

市町村消防団支援事業 （総務局）	平成25年度事業費 11百万円
-------------------------	--------------------

東日本大震災の教訓により、地域社会の防災の要である消防団の重要性が改めて認識され、活動体制の充実が求められている。東京都は広域自治体の立場から、市町村消防団に対し人材確保や技能の向上などについて多面的な支援を実施する。

現在の状況

- 市町村消防団員数 9,522人（平成24年4月1日現在）
- 分団数 279分団（平成24年4月1日現在）
- 消防団員数は逡減しており、各市町村とも団員の確保に苦慮している。

計画期間中の目標（平成27年度末）

- 消防団員募集広報の推進により、市町村消防団員の充足率を向上
- 都民による消防団の存在と意義への理解を促進

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	消防団PR （中吊り広告）	—	—	多摩地域の鉄道路線に中吊り広告		
	訓練用資器材の整備	—	—	救助訓練用資器材を整備		

事業内容・事業効果

【事業内容】

市町村消防団 PR

- 東京消防庁と連携し、消防団 PR の中吊り広告を鉄道車両に掲出し、市町村消防団員の充足を図る。



(消防庁作成ポスター)

訓練用資器材の整備

- 消防訓練所に訓練用資器材を整備し、教育訓練を充実



市町村消防団に対する「人材確保」「技能向上」に係る支援を実施し、市町村の地域防災力を向上

【事業効果】

- 消防団 PR の対象地域を多摩地域にも広げることにより、消防団活動への都民の理解を東京都全体で促進することができる。
- 消防団員を確保することにより、震災等の大規模災害時における初動態勢が強化されるとともに、組織的な活動が可能となる。
- 訓練用資器材を整備することにより、より実践的な救助訓練を行うことができ、震災時等の消防団の災害活動力が強化される。

事業所防災訓練の充実 （東京消防庁）	平成25年度事業費 3百万円
---------------------------	-------------------

事業所に対して、火災、地震、その他の災害が発生した場合に迅速、的確な自衛消防活動が行うことができるよう、消防計画等に基づく各種防災訓練を指導する。

現在の状況（平成24年度末）

- 経年劣化した訓練用屋内消火栓更新終了（平成17年度～平成23年度）
- 自衛消防訓練促進用のリーフレットを配布 39,800部

計画期間中の目標（平成27年度末）

- 事業所の地震に係る自衛消防対策の充実・強化を図るとともに活動計画の実効性を確保し、近隣事業者や住民等で組織された自主防災組織等との災害時応援協定の締結を促進することで、地域全体の自助・共助体制を推進する。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業	経年劣化した訓練用消火栓鉄箱及びホース等の更新	訓練用消火栓鉄箱 15台更新				
		ホース等の更新		継続実施		→
目	自衛消防訓練実施促進リーフレットの配布	リーフレット 39,800部の配布				
				継続実施		→
標						

事業内容・事業効果

【事業内容】

事業所には消防計画に基づき自衛消防隊が置かれており、火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導を行うこととなっている。

百貨店、病院及びホテル等の不特定多数の者を収容する事業所は、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施し、その他の事業所も避難訓練等を定期に実施するように指導している。

地震時において迅速、的確な自衛消防活動を行うことができるように、事業所が行う自衛消防訓練を促進する。

- ・ 訓練内容の指導及び消防職員が出向しての技術指導
- ・ 自衛消防隊員一人ひとりの知識と技術の向上
- ・ 近隣事業者や近隣住民等で組織された自主防災組織等との災害時応援協定の締結を促進

地域全体の自助・共助体制を推進

【事業効果】

- 地震時において迅速、的確な自衛消防活動が行うことができるよう、消防計画等に基づく各種防災訓練の指導を推進することにより、事業者の自衛消防対策の充実強化が図られる。
- 近隣事業者や近隣住民等で組織された自主防災組織等との災害時応援協定の締結を促進し、協力体制が確保されることで、火災、地震等発生時の地域の防災行動力の向上が図られる。

高圧ガス取扱事業所に対する事業所防災計画の作成指導 （環境局）	平成25年度事業費 3百万円
--	-------------------

高圧ガス取扱事業所に対しては防災計画の作成指導をし、関係業界に対しては、自主保安意識の高揚と保安管理体制の充実を図るための啓発活動を行う。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	事業所防災計画の策定指導	<ul style="list-style-type: none"> ・防災計画の作成指導 ・関係団体への啓発活動 	○継続実施			
			○高圧ガス保安活動促進週間(年1回)			

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 高圧ガス取扱事業所に対する防災計画の作成指導
 毒性ガス、可燃性ガス、酸素を取り扱う高圧ガス取扱事業所（第一種製造所や第一種貯蔵所など）に対しては、東京都震災対策条例及び防災計画指針に基づき防災計画の作成を指導している。
 例えば、第一種製造所に対しては、高圧ガス保安法により危害予防規程の届出を義務付けていることから、危害予防規程に①防災計画を実行する組織の確立、②施設の耐震化による災害の防止、③災害発生時の応急措置、などの事項を盛り込むよう指導している。
- 高圧ガス取扱事業所の自主保安活動の推進
 高圧ガスに係る保安業務は、関係法令に基づき行われているが、東京都は、「東京都高圧ガス施設安全基準」を定めるとともに、「高圧ガスの安全な取扱のための自主保安取組推進指針」により、事業者が取り組むべき事項を具体的に示し、自主保安活動推進の一助としている。
 また、関係業界に対しては、自主保安意識の高揚と保安管理体制の充実を図るための啓発活動として、自主保安活動の促進及び保安意識の高揚を図るための高圧ガス保安活動促進週間（事業所への立入指導、ポスター及び標語の掲示、都知事表彰等）を実施している。

【事業効果】

- 高圧ガス事業所における防災計画を実行する組織の確立等が確保できる。
- 高圧ガス事業所における自主保安意識の高揚と保安管理体制の充実が図られる。

高圧ガス取扱事業所等との連携（事業所防災訓練の充実）（環境局）

平成25年度事業費
2百万円

東京都、東京都高圧ガス地域防災協議会及びその加盟高圧ガス取扱事業所並びに関係機関等と協力して、実験、基礎訓練及び総合訓練を実施する。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	高圧ガス防災訓練の継続実施	第40回高圧ガス防災訓練（1回）	第41回高圧ガス防災訓練（1回）	第42回高圧ガス防災訓練（1回）	第43回高圧ガス防災訓練（1回）	第44回高圧ガス防災訓練（1回）
		継続的に実施				

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 高圧ガス防災訓練を継続的に実施する。
 - ・主催者：東京都、東京都高圧ガス地域防災協議会（公益社団法人東京都高圧ガス保安協会、社団法人東京都エルピーガス協会、東京都エルピーガススタンド協会で構成）
 - ・訓練会場：原則として隔年交代（23区、多摩）
 - ・訓練内容：高圧ガス取扱事業所の緊急措置技術等の向上を目指し、基本的には大幅な変更は行わない。
- 実施概要（平成24年度の例）
 - ① 防災訓練参加者 東京都、東京都高圧ガス地域防災協議会、協議会加盟事業所（約400事業所（700人）、警視庁、東京消防庁、日本赤十字社）
 - ② 防災訓練項目
 - ・実験 モノシランガスの燃焼爆発実験 等3種類 （写真1）
 - ・基礎訓練 LPガス消火訓練等13種類 （写真2）
 - ・総合訓練 容器積載車両ガス漏えい事故処置訓練等2種類 （写真3）

写真1



写真2



写真3



【事業効果】

- 高圧ガスを取り扱う事業所等と関係機関（警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）など）との連携強化が図られる。
- 高圧ガスを取り扱う事業所等における防災意識の高揚、緊急措置技術の向上が図られる。

都民及び事業所等との協働による応急手当の普及促進 （東京消防庁）	平成25年度事業費 496百万円
---	---------------------

東京都の昼間人口の20%に当たる224万人を目標として、AEDの使用方法を含む救命講習の受講を促進するとともに、応急手当実施の意識を地域に根付かせるため、地域に密着した消防団員や事業所等の応急手当普及員との協働による講習指導体制を強化する。

「総合防災教育」及び「命の尊さ講座」の一環として、救護の必要な人に手を差し伸べるといった意識の向上を図るため、小学校高学年に対しては救命入門コースを、中学生には普通救命講習を、高校生に対しては上級救命講習を推進していく。

また、バイスタンダーによる応急手当を推進していくために、自助・共助における地域の救護力を強化する方策（応急手当奨励制度の拡充等）や、応急手当を不安感なく実施する方策等を確立する。

※ バイスタンダーとは、急病人やけが人が発生した場合、その場に居合わせた人を意味する。

現在の状況（平成24年度末）

- AEDを含む救命講習を、累計159万人（平成24年度は見込み）に実施
- 小学校高学年に対する救命入門コースを、約12,000人へ実施
- 中高生に対する「命の尊さ講座」における救命講習を、約54,000人へ実施
- 地域全体の救護力向上のため、応急手当奨励制度の拡充に向け検討中

計画期間中の目標（平成27年度末）

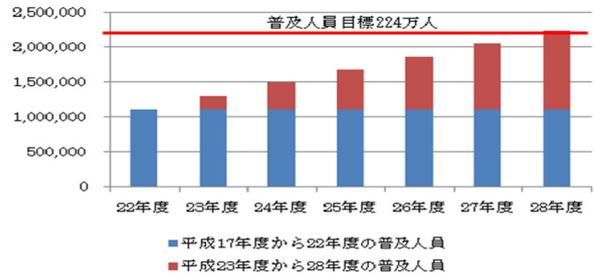
- 都民及び事業所等との協働により、AEDの使用方法を含む救命技能を有する都民を年間約17万人育成し、平成27年度末までに207万人を育成することで、応急手当実施に対する意識の向上を図る。
- また、外傷の処置を含む講習の推進並びに若年者に対する応急手当の普及を推進し、自助共助の大切さを醸成することで、救命効果の向上及び安心して暮らせる都市、東京を目指す。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	平成28年度末までに224万人へAEDの使用方法を含む救命講習を実施	平成17年から実施しているAED講習		約17万人へ救命講習を実施		
	【累計】		【159万人】			【207万人】

事業内容・事業効果

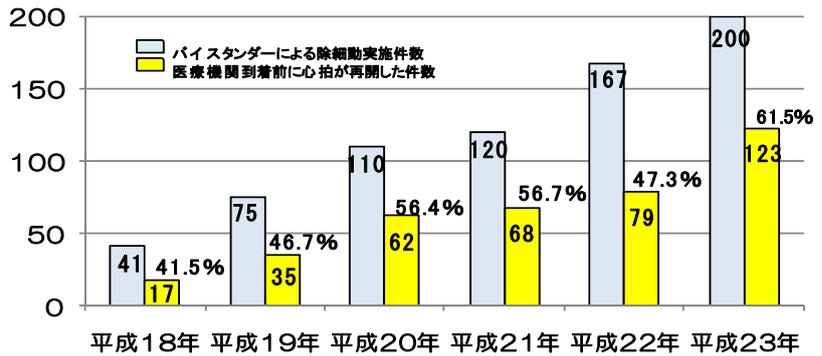
○ 東京都の昼間人口の20%にあたる224万人へのAEDの使用方法を含む救命講習実施

消防団、災害時支援ボランティア、事業所等、都民の応急手当普及員及び東京都応急手当普及推進協議会参画機関との協働により、応急手当の普及啓発を推進し、平成28年度末までに東京都の昼間人口の20%に当たる224万人に対し、AED（自動体外式除細動器）の使用方法を含む救命講習を実施する。



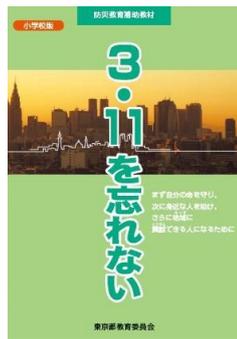
○ バイスタンダーによる応急手当実施率の向上

応急手当を普及啓発することにより、バイスタンダーによる応急手当の実施率を向上させ、都民が安心して暮らせる安全な都市東京を実現する。



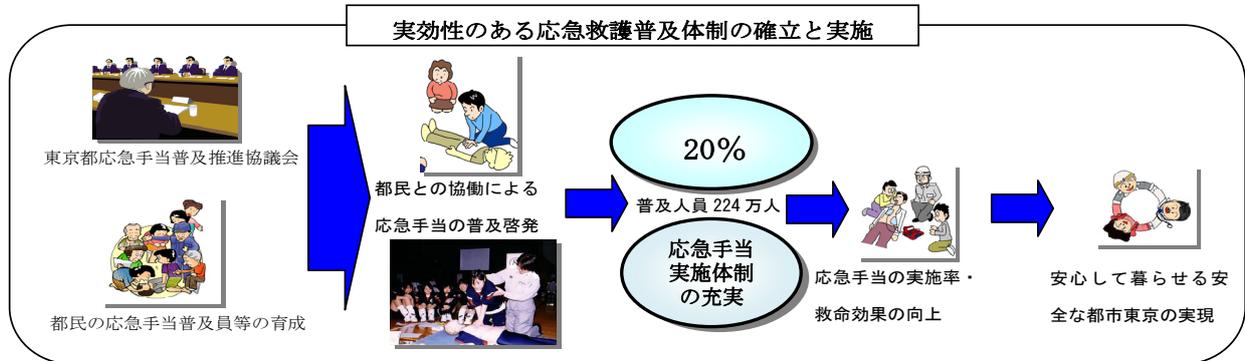
○ 総合防災教育における応急手当の普及

教育庁等と連携し、総合防災教育の一環として小学校高学年には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講促進を図る。なお、小学校高学年の防災補助教材「3.11を忘れない」には、救命入門コースの教材となる項目を掲載している（写真参照）。



○ 応急手当奨励制度の拡充

事業所を対象としている応急手当奨励制度を、救命講習を受講した商店街や町会等も対象となるよう拡大するとともに、交付対象者のステータス向上のため公表制にするなど、制度の改正を図る。



応急手当を普及啓発することにより、バイスタンダーによる応急手当の実施率及び救命効果を向上させ、都民が安心して暮らせる東京を実現することができる。

消防技術者講習等の推進 （東京消防庁）	平成 25 年度事業費 475 百万円
----------------------------	------------------------

事業所の勤務者を対象に、消防技術試験講習場等において試験及び各種講習などを実施し、消防法令等で義務付けられた資格を取得させることで消防技術者を育成する。
同時に、各講習内容等の充実や防災設備の高度化に対応した施設の整備・機能を適正に維持することで防災教育の向上を図る。

現在の状況（平成 24 年度末）

○ 施設の維持・整備を継続的に実施するとともに、各講習内容等の充実により防火防災に関する知識・技術の向上を図り、消防技術者を育成している。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○ 法令改正や技術の進展に対応するため、消防用設備等の講習資機材を定期的に改修するとともに、講習や試験の実施に支障が生じることがないように施設の維持・整備を継続的に実施し、消防技術者の育成を充実させる。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業 目 標	防火・防災 管理講習等 の実施					
	消防技術試験講習場等 の運営管理			継 続		

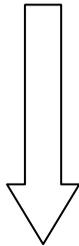
事業内容・事業効果

【事業内容】

- 消防技術試験講習場（神田消防署と合築）
- 立川都民防災教育センター（立川防災館と共用）
- 本所都民防災教育センター（本所防災館と共用）

消防技術試験講習場等では、一年を通して消防法令等に基づく講習及び試験を実施している。

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 防火・防災管理講習 | ② 自衛消防業務講習 |
| ③ 危険物取扱者保安講習 | ④ 消防設備士講習 |
| ⑤ 防火管理技能講習 | ⑥ 防災センター要員講習 |
| ⑦ 自衛消防技術試験 | |



（影響する事項）

- 施設、設備の老朽化
- 消防法令等の改正による試験制度及び教育内容の変更
- 技術進展による新しい消防用設備等の開発 など

講習や試験の実施に支障が生じることがないように、影響する事項を踏まえ、施設の維持・整備を継続的に実施するとともに、教育内容等の充実を図り、消防技術者を育成する。

【事業効果】

- 消防法令等で義務付けられた者に対して行う防火・防災管理講習、自衛消防技術試験及び防災センター要員講習などにおいて、防災設備の高度化に対応した講習施設を使用することで、地震火災が発生した場合でも防災設備を適正に操作し、対応することができるようになる。

災害時におけるボランティア活動支援機能の強化 (生活文化局)	平成25年度事業費 13百万円
--	--------------------

大規模災害には、災害ボランティアコーディネーターが災害ボランティア活動の中核的な役割を担う。このため、平常時から東京ボランティア・市民活動センターと連携し、災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成を進める。併せて、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施する。

現在の状況（平成24年度末）

- 災害ボランティアコーディネーター養成講座の実施
- 東京都災害ボランティアセンターの運営に関する検討委員会の開催

計画期間中の目標（平成27年度末）

- 東京都地域防災計画に基づく災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	災害ボランティアコーディネーター育成事業	東日本大震災被災地へのコーディネーター派遣	養成講座の実施			
		東日本大震災における災害ボランティア活動の実態調査	災害ボランティア活動支援のための環境整備等の検討	東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施		

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 首都圏での大規模災害に備え、平常時から災害ボランティア活動の支援体制づくりを進めるため、東京ボランティア・市民活動センターと連携し、災害ボランティアコーディネーター養成講座を実施する。
- 東京ボランティア・市民活動センターと協働し、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施する。併せて、区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営訓練とも連携する。

【事業効果】

- 災害ボランティア活動の中核的な役割を担う災害ボランティアコーディネーターを確保するとともに、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練により、ボランティアの受入れ・派遣を担う区市町村災害ボランティアセンターを支援し、災害時のボランティア活動支援を円滑に行う。

被災建築物の応急危険度判定（都市整備局）

平成25年度事業費

16百万円

大地震が発生した場合には、余震による二次被害の防止やライフラインの被害等による避難者を早期に帰宅させるため、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定）を速やかに実施することが求められる。そのためには、公共機関や関係団体はもとより、民間の建築技術者の協力が不可欠となることから、東京都防災ボランティアとして、応急危険度判定員を養成・登録し、震災に備える。

現在の状況（平成24年度末）

- 応急危険度判定員の登録者数：累計約11,100人

計画期間中の目標（平成27年度末）

- 応急危険度判定員の登録者数：累計10,000人以上の維持

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業 目 標	応急危険度判定員の養成・登録	登録者数の維持・技術向上に向けた講習会の実施（年2回）				
		→				

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 応急危険度判定の目的
応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる建物倒壊、外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒等の危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的被害を防止する。
- 東京都防災ボランティア登録制度
応急危険度判定は、区市町村が主体となって行うが、阪神・淡路大震災のような大規模災害の場合には、判定を必要とする建築物の量的な問題や被災地域の広域性から、行政職員だけでは対応が困難である。
そのため、都が主体となって、民間の建築士等を対象に応急危険度判定に関する講習会を実施し、東京都防災ボランティアとして登録し、判定員の確保を行う。

【事業効果】

- 迅速な応急危険度判定を実施することにより、ライフラインの被害等による避難者の早期帰宅が可能となり、避難所等の設置数や避難期間等を最小限に抑えることができる。

被災宅地危険度判定士の養成 （都市整備局）	平成 25 年度事業費 1 百万円
------------------------------	----------------------

大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士が、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して被災した宅地の危険度を判定することにより、住民への情報を提供し、二次災害を軽減・防止を図る。

現在の状況（平成 24 年度末）

- 緊急時の連絡体制及び判定実施体制は確立済みである。
- 被災宅地危険度判定士の登録者は 1,000 名を超えている。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

- 被災宅地危険度判定士の登録者を 1,000 名以上確保し、緊急要請に対応できる体制を維持する。
- 有効登録期間を 5 年間としているので、毎年 200 名を登録する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業	被災宅地危険度判定士の登録維持	被災宅地危険度判定士の 1,000 人体制の維持				
		毎年 200 名の登録				
目標	登録者数	1,578 名	約 1,700 名			

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 被災宅地危険度判定士の資格
一定の専門技術資格・経験を有する技術者に専門の講習会を実施し、ボランティア登録させることで、宅地判定に必要な被災宅地危険度判定士を養成する。
- 判定の概要



被害状況確認（擁壁）

全体の被害状況を把握しながら、宅地の平面図、被害箇所の断面図を調査票に記載していく。



被害状況確認（宅盤）

宅地に亀裂がないか等調査し、宅地全体の被害状況を把握していく。



被害状況の詳細調査

各被害状況の詳細（亀裂の幅、傾き状況等）を調査し、被害程度に応じて点数をつけていき、各宅地の被害程度を点数化していく。



調査結果の掲示

各宅地の被害点数に応じて、宅地所有、近隣の住民が余震により二次災害に遭わないよう、宅地の状況を周知するため、結果票を目立つ箇所に掲示する。

- 判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果は、下記の3種類の判定ステッカーを見えやすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようにする。また、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法についての簡単な説明や二次災害防止のための処置についても明示する。なお、判定結果についての問い合わせ先もステッカーに表示している。

被災宅地危険度判定結果	
危険宅地 UNSAFE	
◆この宅地に立ち入ることは危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談して下さい	
建記：.....	
整理番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
災害対策本部 電話：.....	

被災宅地危険度判定結果	
要注意宅地 LIMITED ENTRY	
◆この宅地に入る場合は注意して下さい ◆必要時に撤去する場合は専門家に相談下さい	
建記：.....	
整理番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
災害対策本部 電話：.....	

被災宅地危険度判定結果	
調査済宅地 INSPECTED	
◆この宅地の被害程度は小さいと考えられます	
建記：.....	
整理番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
災害対策本部 電話：.....	

【事業効果】

- 災害対策本部が設置されるような大規模な地震又は大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握するとともに、住民への情報を提供し、二次災害の軽減・防止を図る。

東京消防庁災害時支援ボランティアの育成 (東京消防庁)	平成 25 年度事業費 40 百万円
---------------------------------------	-----------------------

東京消防庁では、平成7年から、災害時の被害の軽減を図るため、震災等の大規模災害が発生した場合に消防隊の活動支援を行う、東京消防庁災害時支援ボランティア（以下「災害時支援ボランティア」という。）の育成を推進している。

災害時支援ボランティアは、平常時には、地域の防災リーダーとして、防火防災訓練、応急救護訓練及び総合防災教育等の指導支援など、地域の防災力の向上を図っている。

現在の状況

- 災害時支援ボランティア登録者数 16,485 名（平成 25 年 2 月末現在）
- 災害時の救助等支援活動技術や知識を、訓練・講習会等で育成している。
- 簡易救助資器材、活動用被服、保安帽、手袋など、救助等支援活動に必要な資器材を整備している。
- 平成 23 年度に、平常時のタイムリーな情報提供や連絡体制を確保するため、災害時支援ボランティアに対する電子メール配信システム（ボランティアメール）を整備した。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

- 災害時支援ボランティア登録者数 17,000 名を確保
- 継続的にリーダー・コーディネーターを育成（講習会、合同訓練の実施）し、実践的な消防活動支援能力の向上を図る。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	登録促進による計画人員の確保	16,491 名	16,485 名	継続		
	リーダー・コーディネーターの育成	リーダー・コーディネーター講習実施 (年 10 回)	リーダー・コーディネーター講習実施 (年 11 回)	リーダー・コーディネーター講習実施 (年 10 回)	継続	
	消防隊等と連携した合同訓練	大規模合同訓練 (年 1 回) 実施 (444 名)	合同訓練 (年 1 回) 実施 (81 名)	合同訓練 (年 1 回) 実施	継続	

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 災害時支援ボランティアに対する訓練、講習会等を実施し、災害時の支援活動能力の向上を図る。



消防隊と連携した訓練



リーダー・コーディネーター講習

- 災害時支援ボランティアによる地域住民等への防火防災訓練、応急救護等の指導支援を推進し、地域の防災リーダーとして地域防災力の向上を図る。



防火防災訓練指導支援



応急救護訓練指導支援

【事業効果】

- 災害時支援ボランティアを育成して、震災等大規模災害時における消防隊の活動支援を行う災害対応力を向上させ、被害の軽減を図る。
- 災害時支援ボランティアとして登録した、防災意識の高い人材を確保することにより、災害に対する不断の備えを進めるとともに、地域の防災リーダーとして、自助・共助による地域の防災力の向上を図る。



東日本大震災時に自主的に参集した災害時支援ボランティアによる帰宅困難者への道案内